

議案第5号

幸手市保健福祉総合センター設置及び管理条例の一部を  
改正する条例

幸手市保健福祉総合センター設置及び管理条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「ときは、」の次に「規則で定めるところにより」を加え、同条第2項を削る。

別表中入浴施設（風呂、教養娯楽室(1)及び談話サロンをいう。）の項、教養娯楽室(2)の項及び教養娯楽室(3)の項を削り、同表備考2から備考5までを削り、備考6中「（入浴施設を除く。）」を削り、同備考を備考2とし、備考7を備考3とし、備考8を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

令和5年6月30日をもって入浴施設の廃止並びに教養娯楽室(2)及び(3)の貸出を終了するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。